

平成14年(ワ)第19276号、平成15年(ワ)第6732号

原 告 シャムスリほか8396名

被 告 国ほか3名

借款契約書類開示に関する意見書

平成16年5月24日

東京地方裁判所民事第49部 御中

被告国指定代理人

齊藤繁道



森淳子



岡本典子



山村都晴



藤澤裕介



岩波徳子



工藤二



石兼公博



中村仁威



大槻耕太郎



箕谷優



齊 藤 敦	代
加 藤 要 太	代
河 野 章	代
松 澤 秀	代
菊 池 孝 久	代
白 井 将 人	代
水 野 哲 昭	代
衣 斐 瑞 穂	代
中 島 恵 美 子	代
根 井 寿 規	代
石 崎 隆	代
菅 野 将 史	代
小 川 潔	代
佐 藤 朋 哉	代
菅 原 忠	代
宮 越 朗	代

被告国は、原告ら2004年（平成16年）3月11日付け借款契約書類開示に関する意見書に対し、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見

被告国は、OECFとインドネシア政府との間に結ばれたコタパンジャン・ダム建設融資に関する借款契約の写し（以下「本件借款契約」という。）を提出しない。

第2 理由

1 必要性がないこと

被告国第3準備書面5、6ページで主張したとおり、本件訴訟において、本件借款契約を開示する必要はない。

すなわち、原告らが借款契約に盛り込まれていると主張する3条件の履行によって何らかの利益を受けることがあったとしても、それは日本とインドネシア両政府間の行為の結果から生ずる反射的利息にすぎず、被告国の公務員が原告らに対して職務上の法的義務を負担する根拠となるものでない。

また、円借款事業の借款契約は、J B I Cと、円借款の被供与国政府や実施機関等の借入人との間で締結する私法上の契約であり、国賠法1条1項との関係においても、被告国の公務員に対し相手国国民に対する職務上の法的義務を発生させる根拠とならない。

2 除外文書に当たること

(1) 公務秘密文書であること

本文書には、J B I Cの職業の秘密に関する事項に係る記載があり、その公表により、J B I Cの業務に支障を生ずる。その理由は、J B I Cの平成15年12月11日付け第3準備書面の第2の1のとおりであるから、これを援用する。

そして、被告国第3準備書面6ページで主張したとおり、本文書は、これを公開すると、J B I Cばかりでなく、被告国と他の金融機関との信頼関係

も損なわれ、今後、契約書の写しなど円借款事業を円滑に実施する上で必要な情報を入手することができなくなるおそれがある。このような文書も、民事訴訟法220条4号口の公務秘密文書に該当する（ジュリスト1209号104, 105ページ）。

(2) 世界銀行の借款契約とJ B I Cの借款契約とは性格が異なること

原告らは、世界銀行（国際復興開発銀行）が借款供与したインドのナルマダダム建設事業について、その借款契約が開示されていることを理由に、本件借款契約の開示を求めている。

しかしながら、世界銀行の借款契約とJ B I Cのそれとは性格が異なるものであり、世界銀行の借款契約が公開されていることを理由にJ B I Cの借款契約が公開されるべきであるという原告らの主張は当たらない。すなわち、J B I Cの平成16年5月20日付け借款契約書類開示に関する意見書第4のとおり、世界銀行は、世界各国が出資している公的な多国間の枠組みの上に存立する金融機関で、借入人との交渉の場においても非常に強い立場に立ち得る。また、世界銀行の締結する借款契約は、世界銀行の情報公開政策上、調印・発効した時点で公開されるため、借入国や出資国は、契約書が開示されることを前提としている。したがって、世界銀行の締結する借款契約では、開示することによる契約交渉への影響を考慮する必要はなく、開示によって借入国との信頼関係を破壊するおそれもない。これに対し、J B I Cの借款契約は、公開しないことを前提として、借入国や実施機関の信用力、事業実施能力に応じ異なる契約条項を定めている。したがって、一国の金融機関であるJ B I Cが、その内容を公開しないことを前提に締結した借款契約と世界銀行の借款契約を同一視するのは誤りである。

(3) 情報公開審査会の答申

情報公開審査会は、円借款事業の借款契約について、1993年タイ環境保全基金支援事業に関する融資契約等の不開示決定を妥当とする答申をして

いる。この答申は、「世界銀行等が行う融資については、加盟国が情報開示方針についても同意した上で行われるものであって、このような同意がなく、むしろ公表しないことを前提とする国際協力銀行とタイ王国との間で締結された借款契約書である本件対象文書とは、そもそも性質が異なるものであると認められる。」とし、当該文書が行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条3号に該当することを認めている（丁A第15号証）。

3 まとめ

以上のとおり、本件借款契約は、これを開示する必要がないだけでなく、世界銀行の借款契約とは異なり、これを開示した場合に公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある。